

## 催物(イベント等)の開催制限について

時期	イベント (コンサート等)	展示会等	全国的な移動を伴うもの (プロスポーツ等)	お祭り・野外フェス等(人数の管理が困難な行事)	
				全国的・広域的または 参加者の把握が困難	地域の行事かつ 参加者がおおよそ把握可能
8月1日～ 8月末	【屋内】5,000人以下かつ収容定員の半分程度以内 【屋外】5,000人以下かつ人との距離を十分に確保(できるだけ2m)			中止を含めて慎重に 開催を検討	全国的又は広域的な人の 移動が見込まれない行事 であって、参加者がおおよ そ把握できるものは、開催 可
	密閉空間で大声を発するもの等 は、厳格なガイドラインによる対応	入場制限等により、人との間隔を 十分確保できないもの等は慎重な 対応	感染対策徹底、主催者による試合 中・前後における選手・観客等の 行動管理		
9月1日～ 9月末	【屋内】5,000人以下かつ収容定員の半分程度以内 【屋外】5,000人以下かつ人との距離を十分に確保(できるだけ2m)			中止を含めて慎重に 開催を検討	全国的又は広域的な人の 移動が見込まれない行事 であって、参加者がおおよ そ把握できるものは、開催 可
	密閉空間で大声を発するもの等 は、厳格なガイドラインによる対応	入場制限等により、人との間隔を 十分確保できないもの等は慎重な 対応	感染対策徹底、主催者による試合 中・前後における選手・観客等の 行動管理		

※ 下線部分が、8月24日付で変更となった箇所です。

※ 当面9月末までの間、収容率50%及び人数制限5,000人を維持します。それ以降については、今後の感染状況を踏まえて判断します。

※ 催物(イベント等)の開催にあたっては、徹底した感染防止策を講じることが必要です。

内閣官房ホームページに業種別ガイドラインが掲載されている業種の場合は以下の①と③を、掲載されていない業種の場合は以下の②と③を参考にしてください。

- ① 業種別ガイドライン(内閣官房ホームページに掲載)
- ② 「感染予防対策例と留意点」
- ③ 「催物(イベント等)を開催する際の感染防止対策」

※ 収容率については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の半分程度以内という基準を用いることとします。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保という基準を用いることとします。